

西宮市公共施設保全積立基金条例

(平成26年9月25日)

(西宮市条例第5号)

(設置)

第1条 公共施設の修繕又は改修(以下「修繕等」という。)に要する資金に充てるため、西宮市公共施設保全積立基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 毎会計年度において、一般会計の歳入歳出決算上生じた剰余金から、翌年度に繰越した歳出予算の財源に充てるべき金額を控除した額の20%に相当する額、又は6億円のうち、高い方の額
- (2) 前条の目的に沿う寄附金等の額
- (3) 基金の運用から生じる収益金の額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管するものとし、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(処分)

第4条 基金は、規則で定める修繕等に要する資金に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(見直し)

- 2 基金として積み立てる額は、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の日から5年以内を目途に見直しを行う。